

鳥取県公報

(号外) 第88号 (第三種郵便物認可)

1 昭和46年12月17日 金曜日

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
その翌日)
(當日は、
其の翌日)

目 次

◆規 則 鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九十一号

(鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則)

(鳥取県本府事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本府事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十
七号)の一部を次のように改正する。

別表第三農林部共通の項部長専決事項の欄第二号(一)中「委任された事
務」の下に「及び同表大山農地開発局長の項第四号(三)の規定により大山
農地開発局長に委任された事務」を加える。

農地開発局長に委任された事務」を加え、同号(二)中「委任された事務」
の下に「及び同表大山農地開発局長の項第四号(四)の規定により大山農
地開発局長に委任された事務」を加え、同号(五)中「委任された事務」の
下に「及び同表大山農地開発局長の項第四号(五)の規定により大山農地開
發局長に委任された事務」を加え、同号(七)中「委任された事務」の下に
「及び同表大山農地開発局長の項第四号(七)の規定により大山農地開
發局長に委任された事務」を加え、同号(九)中「委任された事務」の下に
「及び同表大山農地開発局長の項第四号(九)の規定により大山農地開
發局長に委任された事務」を加え、同号(十一)中「委任された事務」の下に
「及び同表大山農地開発局長の項第四号(十一)の規定により大山農地開
發局長に委任された事務」を加え、同号(十三)中「委任された事務」の下に
「及び同表大山農地開発局長の項第四号(十三)の規定により大山農地開
發局長に委任された事務」を加える。

別表第三農林部共通の項課長専決事項の欄中「委任された事務」の下
に「及び同表大山農地開発局長の項第四号(一)の規定により大山農地開
發局長に委任された事務」を加える。

別表第三耕地課の項課長専決事項の欄第一号中(一)を(二)とし、(二)を(三)と
し、(三)の次に(四)として次のように加える。

(三) 第百十三条の二第三項の規定による土地改良事業の工事を完了した旨の公告

別表第三耕地課の項課長専決事項の欄第二号中「委任された事務」の下に「及び同表大山農地開発局長の項第四号(二)の規定により大山農地開発局長に委任された事務」を加える。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方農林振興局長の項第二号中「漁港工事」の下に「並びに大山山ろく地域における総合農地開発事業及び広域営農団地農道整備事業（以下「大山農地開発事業」という。）に係る農林土木工事」を加え、同項第三号の二中「事務のうち」の下に「県営の農林土木工事に係るもので」を加え、同項第三十一号(五)中「県営土地改良事業」の下に「（大山農地開発事業に係るもの）を除く。以下(八)から(二)まで及び次号(一)から(三)までにおいて同じ。」を加え、同項同号(六)及び(七)中「徴収及び支払」の下に「（大山農地開発事業に係るもの）を除く。」を加え、同項第三十四号を次のように改める。

三十四 県営土地改良事業又は知事が委任を受けて行なう国営土地改

良事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結

別表第二地方農林振興局長の項第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 土地改良事業調査委嘱等に関する規則（昭和三十三年十一月

鳥取県規則第五十三号）第三条の規定による専門技術者の指名別表第二魚市場長の項の次に大山農地開発局長の項として次のように加える。

大山農地 開発局長
一 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下大山農地開発局長の項において「請負対象設計金額」という。）が五百萬円未満の大山農地開発事業の農林土木工事に係るもので次に掲げるもの

一 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下大山農地開発局長の項において「請負対象設計金額」という。）が五百萬円未満の大山農地開発事業の農林土木工事に係るもので次に掲げるもの

一 起工の決定及び当該決定をした農林土木工事に係る設計の変更の決定（当該工事が各種補助金要綱等により国の承認を必要とする変更以外の変更又は工事請負契約金額の二割以内の増減に係る変更に限る。）

(一) 予定価格の決定

(二) 指名競争入札に参加することができる者の決定

(三) 請負契約に係る入札保証金又は契約保証金の免除

(四) 請負契約書又は当該契約の変更契約書の作成

二 請負対象設計金額が一千萬円未満の大山農地開発事業の農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行及び落札者の決定

三 請負対象設計金額が五百萬円未満の大山農地開発事業の農林土木工事に係るもので次に掲げるもの

(一) 請負契約を随意契約の方法により締結することの決定

(二) 請負契約を随意契約の方法により締結する場合における見積者及び契約の相手方の決定

四 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約款に基づく

く知事の権限に属する事務のうち大山農地開発事業の農林土木工事に係るもので次に掲げるもの

(一) 第一条第二項の規定による図面及び仕様書に明示されていないもの又は図面と仕様書の交互符合しないものがあるときの協議のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの協議

(二) 第一条第三項の規定による工事費内訳明細書及び工程表の承認

(三) 第三条の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの承認

(四) 第四条第一項ただし書の規定による権利又は義務の譲渡又は承継の承諾のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの承諾

(五) 第六条第二項の規定による下請負者又は委任された第三者者の変更の請求又は選定の承諾のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの請求又は承諾

(六) 第八条第一項の規定による監督員の選定

(七) 第十五条第一項の規定による工事の一時中止若しくは打ち切り又はこれらに伴う請負代金額若しくは工期の変更の協議のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの協議

(八) 第十六条の規定による工期の延長のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの延長

(九) 第二十二条第二項の規定による工事の完成検査のうち請

負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものとの検査

(一) 第二十三条第二項の規定による請負代金の支払のうち請

負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの支払

(二) 第二十四条第一項又は第二項の規定による工事の一部の完成の検査又は検査の合格部分若しくは工事の未完成の部分の使用のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものとの使用

(三) 第二十五条第一項の規定による請負代金の前払のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの前払

(四) 第二十六条第一項の規定による検査

(五) 第二十六条第二項の規定による出来高部分に対する部分支払のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの部分支払

(六) 第二十八条第一項の規定による工期の延長のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものとの延長

(七) 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち大山農地開発事業に係るもので次に掲げるもの

(一) 第八十九条の二第二項において準用する第五十二条第四項の規定による会議の招集

(二) 第八十九条の二第七項において準用する第五十三条の八の規定による一時利用地の指定等に伴う損失の補償、利益の徴収並びに仮清算金の徴収及び支払

(三) 第八十九条の二第九項において準用する第五十四条の三の規定による清算金の徴収又は支払

(四) 第八十九条の二第九項において準用する第五十五条の規定による登記の嘱託

(五) 第百十三条の三の規定による管轄登記所への届出

(六) 第百十四条の規定による土地の分割又は合併の手続

(七) 土地改良登記令に基づく知事の権限に属する事務のうち大

山農地開発事業に係るもので次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による土地及び建物についての登記の嘱託

(二) 第三十三条の二の規定による土地の表示の変更の登記の嘱託

(三) 第三十三条の三の規定による所有権移転の登記の嘱託

七 大山農地開発事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土

地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九十二号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号）の一部を

次のように改正する。

第三条中「手札型」を「名刺型」に改める。

第十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

（業務に関する帳簿の記載事項）

第十五条 法第九条第一項の知事の定める事項は、作成した書類の種別ごとの枚数とする。

（身分を証明する証票）

第十六条 法第十三条第一項の証票は、別記様式第七による。

（会員名簿の記載事項）

第十七条 行政書士法施行規則（昭和二十六年總理府令第五号）第十四条第一項の知事の定める事項は、次に掲げるものとする。

一 補助者の住所及び氏名

二 行政書士の登録番号

三 行政書士の会員番号

第十八条から第二十条までを削る。

別表を削る。

別記様式第三、別記様式第五及び別記様式第六中

出張所の
所在地

別記様式第七を削り、別記様式第八中「又は出張所」を削り、同様式を別記様式第七とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三地方課の項部長専決事項の欄第三号中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)を(四)とする。

別表第三地方課の項課長専決事項の欄第一号中(三)を削り、同号(四)中「又は出張所」を削り、同号(四)を同号(三)とし、同号中(五)を(四)とし、同号(六)中「第十八条の二」を「第十八条の四」に改め、同号(六)を同号(五)とする。

を削る。